

《正誤情報》

内閣府 政策統括官(共生・共助担当)付
参事官(共助社会づくり推進担当)

「特定非営利活動法人の認証数等（活動分野別）」において、下記のとおり訂正いたします。
なお、本ホームページ上で公表している資料につきましては、既に訂正した内容で掲載しています。

● 2026/02/27時点

1-1. 2025年09月30日現在の法人数

法人数 (訂正前)	法人数 (訂正後)
49,227	49,226

1-2. 法人の行う活動の分野（20分野別、複数回答）

号数	活動の種類	法人数 (訂正前)	法人数 (訂正後)
第1号	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	29,151	29,151
第2号	社会教育の推進を図る活動	25,199	25,199
第3号	まちづくりの推進を図る活動	22,637	22,636
第4号	観光の振興を図る活動	3,735	3,735
第5号	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	3,183	3,183
第6号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	18,488	18,487
第7号	環境の保全を図る活動	12,913	12,913
第8号	災害救援活動	4,337	4,337
第9号	地域安全活動	6,442	6,442
第10号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	9,292	9,292
第11号	国際協力の活動	9,081	9,081
第12号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	4,937	4,937
第13号	子どもの健全育成を図る活動	25,319	25,318
第14号	情報化社会の発展を図る活動	5,482	5,482
第15号	科学技術の振興を図る活動	2,739	2,739
第16号	経済活動の活性化を図る活動	8,813	8,813
第17号	職業能力開発又は雇用機会拡充の支援活動	13,015	13,015
第18号	消費者の保護を図る活動	2,772	2,772
第19号	連絡、助言又は援助の活動	23,901	23,900
第20号	指定都市の条例で定める活動	375	375

1-3. 一つの法人が行う特定非営利活動の分野数

分野数	法人数 (訂正前)	法人数 (訂正後)
1個	4,715	4,715
2個	6,909	6,909
3個	8,261	8,261
4個	7,910	7,909
5個	6,430	6,430
6個	4,702	4,702
7個	3,270	3,270
8個	2,164	2,164
9個	1,395	1,395
10個	994	994
11個	667	667
12個	528	528
13個	305	305
14個	211	211
15個	156	156
16個	84	84
17個	236	236
18個	48	48
19個	196	196
20個	46	46